

マイナ保険証に関する状況について



マイナ保険証での受診が始まっています

令和6年（2024年）12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わりました。

※マイナ保険証とは…マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

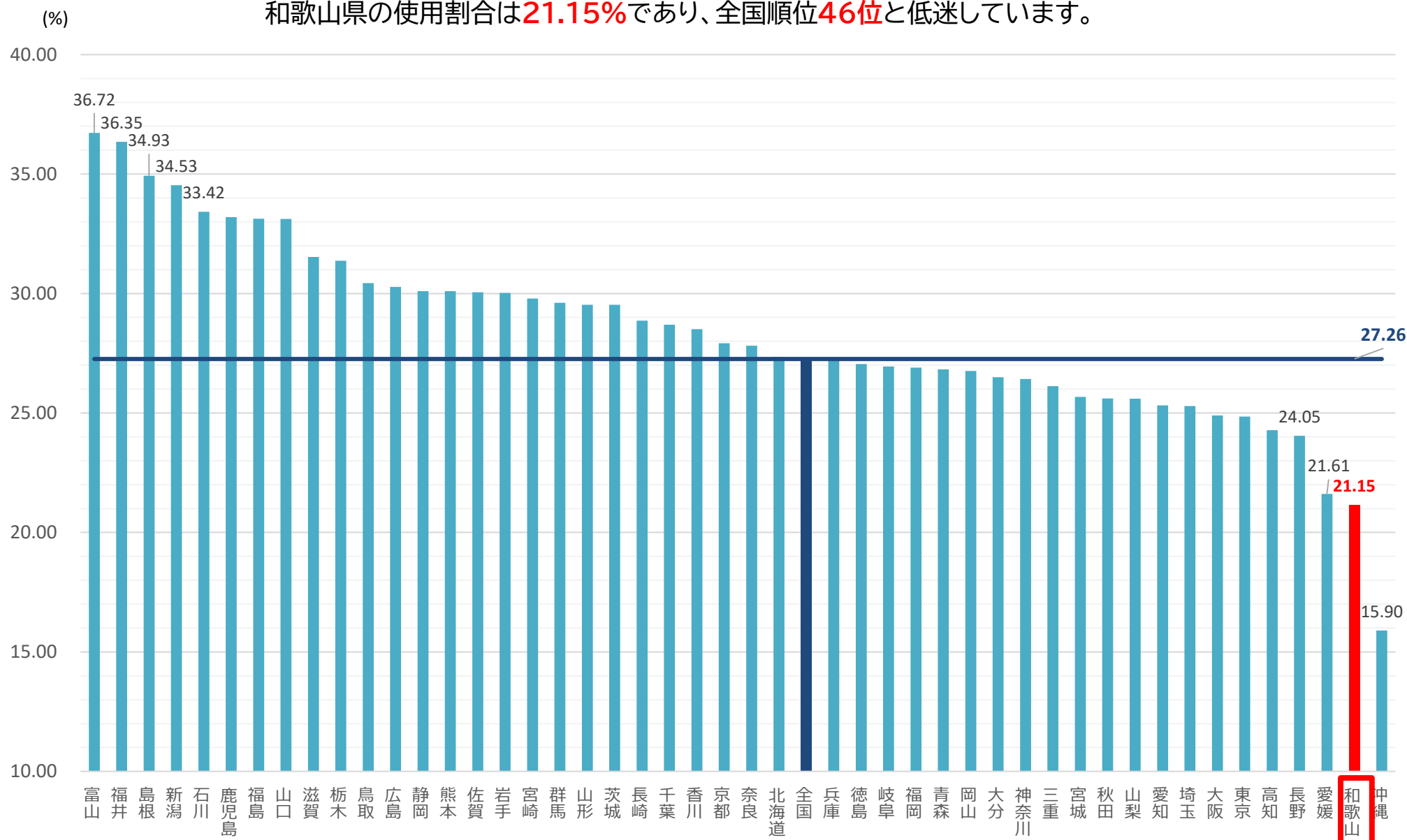
発行済みの健康保険証の取り扱い

現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、
令和7年（2025年）12月1日まで使用できます。



都道府県別マイナ保険証利用率（令和7年3月）

和歌山県の使用割合は**21.15%**であり、全国順位**46位**と低迷しています。



（出典：厚生労働省 社会保障審議会医療保険部会資料）

マイナ保険証をお持ちでない方へ資格確認書をお送りします

現在お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降、使用することができなくなります。マイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。

協会けんぽでは順次、以下の対象者の資格確認書を**従業員様のご自宅**にお送りします。



① 送付対象者	現在、健康保険証をお持ちの加入者（令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者）であって、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方 ※資格確認書がお手元に届いた時点で健康保険の資格を喪失されている方については、同封する返信用封筒でご返却いただくこととしています。
② 送付時期	令和7年9月から順次お送りします。
③ 送付先	従業員様のご自宅 ※ご家族様の資格確認書についても、従業員様のご自宅へお送りします。